

◎あいかわエコアクションプラン改定の概要

1 あいかわエコアクションプランの目的

平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、地方公共団体は事務・事業に関する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するための計画を策定することとされている。

「あいかわエコアクションプラン～愛川町地球温暖化対策等率先実行計画～」は、平成14年4月にこの法に基づき策定したもので、町自らが、一事業者・消費者として、率先して環境保全に向けた取組みを推進し実行することを目的としている。

2 あいかわエコアクションプランの期間

○当初計画（あいかわエコアクションプラン：平成14年4月策定）

（計画期間は、平成14年度～平成18年度：5年間）

○第2次計画（新あいかわエコアクションプラン：平成22年策定）

（計画期間は、平成22年度～平成26年度：5年間）

○第3次計画（第3次あいかわエコアクションプラン：平成28年策定）

（計画期間は、平成28年度～平成32年度：5年間）

○第4次計画（第4次あいかわエコアクションプラン：令和5年策定予定）

（計画期間は、令和5年度～令和9年度：5年間）

※ 第3次計画の計画期間は満了していたが、国の「2050年脱炭素」の動向が明確になっておらず、改定を見送っていたもの。

※ 令和3年度に国の「地球温暖化対策計画」は策定されたものの、各主体が目指すべき明確なロードマップが示されていない。

空白期間の長期化を避けるため、第3次あいかわエコアクションプランを引き継ぐ形で改定することとした。

3 温室効果ガス排出量削減目標の経過

○当初計画（あいかわエコアクションプラン）

温室効果ガスの総排出量を、平成12年度比で4%以上削減(H14～H18)

未達成

○第2次計画（新あいかわエコアクションプラン）

温室効果ガスの総排出量を、平成20年度比で毎年1%以上削減(H22～H26)

達成

○第3次計画（第3次あいかわエコアクションプラン）

温室効果ガスの総排出量を平成26年度比で毎年1.5%以上削減（H28～H32）

達成

○第4次計画（第4次あいかわエコアクションプラン）

温室効果ガスの総排出量を令和2年度比で毎年1.5%以上削減（R5～R9）

※国 目標2030年度46%減（2013年度比）

【エネルギー起源CO₂ 45%減（2013年度比）】

※町 目標継続で2027年度36%減（2013年度比）

目標継続で2030年度37%減（2013年度比）

※日本エネルギー経済研究所（シンクタンク）の試算では、技術進展を考慮しても、日本の目標は未達（エネルギー起源CO₂）としている。

- 技術進展シナリオ 約37%減（2013年度比）
- レファレンスシナリオ 約29%減（2013年度比）

4 改定作業のスケジュール

○行政経営会議で改定案の確定

○改定案（決裁）

5 改定内容のポイント

○目標設定

目標設定に当たっては、国が掲げる2050年脱炭素や2030年カーボンハーフなどの野心的な目標ではなく、現実的な目標値として、シンクタンクによる技術進展シナリオ（エネルギーの安定供給が確保されたうえで、国による施策や技術面など、想定できる全ての分野で最大限の効果が発揮された場合のシナリオ）で試算されたエネルギー起源CO₂ 37%減を目標値として採用した。

○「重点的取組み事項」の追加

「重点的取組み事項」に新たに「町職員への学習機会の提供」を追加した。